

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

山形県金山町

I. 監査委員の審査及び議会への報告について

各指標の算定につきましては、総務省から示された令和元年度決算における算定方法及び算定様式に基づき比率を算出し、算定の基礎事項を記載した書類について監査委員から審査していただき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、監査委員の意見を付して9月4日に議会へ報告いたしました。

II. 令和元年度決算における健全化比率、資金不足比率について

健全化判断比率【()は早期健全化基準比率】

①実質赤字比率	実質赤字なし	(15.0%)		
②連結実質赤字比率	実質赤字なし	(20.0%)		
③実質公債費比率	9.9%	(25.0%)	前年度対比+	0.8%
④将来負担比率	57.5%	(350.0%)	前年度対比+	0.9%

資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

①水道事業会計	資金不足なし
②公共下水道事業特別会計	資金不足なし
③農業集落排水事業特別会計	資金不足なし

III. 監査委員の意見

別紙意見書のとおり

年 月 日	町長	副町長	総務課長	総合政策課長	政策財政監	課長補佐	係長	係員
		不在				不在		

令和2年8月26日



金山町長 佐藤英司 殿

金山町監査委員 丹洋



金山町監査委員 栗田保則



令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に伴う
審査意見について

このことについて、別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第1項により、次のとおり意見を提出する。

2. 審査の概要

健全化判断比率の審査は、7月16日に提出された令和元年度決算における健全化比率、資金不足比率についての基礎事項を記載した書類が適正であるかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

令和元年度決算における健全化比率、資金不足比率の算定については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領に基づき審査したところ、適切に漏れなく算定されていると認められる。

4. 個別意見

(1) 健全化判断比率について

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については、対象となる全ての会計で実質収支の黒字や剰余額があり「実質赤字なし」となっている。

算定内容を分析した結果、「実質公債費比率」が上昇した要因は、主に貸工場や認定こども園建設事業の過疎債償還が始まったことによる公債費の増加となっている。加えて、「将来負担比率」は退職手当負担見込額の増加等により昨年度より増加しているが、現在は副町長の配置がないことから、退職手当負担見込額に係る算定部分は来年度以降低下するものと見込まれる。

令和元年度決算ベースでは各比率とも基準内であり問題はないが、昨年度は小雪やコロナ感染症の影響による事業費の減少という特殊要因も基金残高の回復に影響したと考えられる。将来負担軽減を見据えた財政運営においては、災害等の有事に対する十分な緊急対応や福祉行政サービスの安定供給が損なわれることのないよう、基金残高の回復や歳入規模に適した経常経費の見直しを早急を実施し、実質赤字比率が発生しないよう財政健全化に努めていただきたい。

(2) 資金不足比率について

適用となる公営企業は、上水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業であるが、全ての会計で繰越金や内部留保資金等の剰余額を有していることから「資金不足なし」となっている。

(3) 全体として

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済が混沌としている中、政府は国民生活を守るため、多額の国費を費やし、大型補正予算を編成し、国、県、地方公共団体が連携しながら、コロナ感染症対策を強固に実施している。一方で、国の財政状況の悪化も加速していることから、今後の地方公共団体への支援にも多大な影響が生じることが予測される。

当町においては、過疎債による大規模な施設整備などにより地方債残高が増加し、公債費は全会計で6~7億円程度の高い水準で推移するため、前述のとおり、その財源確保のためにも、第一に歳入規模に適した行政サービスについて慎重に見直しを要するものと考えます。

さらに、事業見直しの考え方としては、その進捗状況について積極的に町民に情報を提供し透明性を確保することに加え、一方的なサービスの縮小だけでなく、人口等の動向を客観的な根拠とし、現在だけでなく今後見込まれる将来のニーズを捉え、人口減少を強く認識し、総合的な町民サービスの向上が図られる事業を実施していただきたい。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和元年度決算)

Ver.01.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
063614	山形県	金山町	-	-	9.9	57.5

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	2,483,889	72,212	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	311,121	12.5
	小計	311,121	12.5
	標準財政規模	2,483,889	100.0
	実質赤字比率 (%)	-12.52	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計のうち	国民健康保険特別会計	6,751	0.3
	介護保険事業特別会計	30,228	1.2
	介護サービス事業	0	
	後期高齢者医療特別会計	2,321	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	88,007	3.5
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	4,086	0.2
	農業集落排水事業特別会計	1,422	0.1
合計		443,936	17.9
標準財政規模(再掲)		2,483,889	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-17.87	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和元年度決算)

Ver.01.00

団体名

山形県金山町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成29年度	326,931			167,715	11,688			2,607	86,339	201,066	16,608
平成30年度	328,903			170,099	5,975	6,165		3,187	79,490	212,068	16,781
令和元年度	408,101			180,486	8,881	7,048		3,640	82,693	266,505	16,763

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成29年度	593,055	1,730,164	95,162
平成30年度	573,352	1,748,538	96,335
令和元年度	593,941	1,817,736	72,212

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成29年度	9.44556
平成30年度	9.46099
令和元年度	11.09174

実質公債費比率(3カ年平均)
9.9

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う貸借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)	
平成29年度										
平成30年度								1,288	4,877	
令和元年度								2,210	4,838	

総括表④ 将来負担比率の状況 (令和元年度決算)

Ver.01.00

団体名

山形県金山町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
4,419,877	35,104	1,665,779	12,208	306,707	0	0	0	0	0	0	0
(分母比) 209	2	79	1	15							

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税		基準財政需要額算入見込額
1,303,591	45,472	45,472		3,871,474
(分母比) 62	2	2		183

8
(分母比)

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	58	将来負担比率 (%)
6,439,675 304	5,220,537 247	1,219,138		
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	100	
2,483,889 117	365,961 17	2,117,928		

57.5